平成２２年（フ）第７８６号
東京都杉並区浜田山３丁目26―25―212
債務者　寺尾るみ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１６号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉３―15―16、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区東寺尾３丁目19―15
債務者　上田　英人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１７号
東京都東久留米市柳窪３丁目２―39―601
債務者　横内幸貴子（旧姓穴久保）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１９号
埼玉県深谷市田中99―４
債務者　小檜山タミ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２０号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1272―Ｂ―201
債務者　内山　美里
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２１号
東京都品川区北品川２丁目９―７　和泉荘２階
債務者　坂井　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２４号
東京都足立区中川４丁目６―３―303
債務者　藤崎　忠一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３３号
千葉県香取郡神崎町立野521―266
債務者　林田　晴美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４号
東京都足立区栗原２丁目６―12―501
債務者　樋口由美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５号
東京都板橋区志村１丁目25―18―203
債務者　江原　敏文
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３６号
東京都杉並区天沼２丁目40―16
債務者　藤田　三夫
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４０号
東京都稲城市平尾１丁目46―13　サンパーク平尾20―103
債務者　古川　京子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2926―14
債務者　中澤二三子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８４号
神奈川県川崎市宮前区平２丁目23―17―102
債務者　長谷川ライアンエディ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８５号
神奈川県川崎市中原区木月３丁目40―11―103
債務者　石川　忠和
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９３号
東京都大田区羽田２丁目２―16―303
債務者　佐藤　重一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部